

住民監査請求に係る監査結果について

(県道南郷桐生草津線県有地占有問題に係る住民監査請求)

1. 請求書要旨

占有者が長年にわたり無断で不法占有をしてきたことに対し、なぜ厳罰な処罰をしないのか、借地料相当額の請求をしないのか、県に与えた損害を計算し、損害賠償請求をされたい。

また、建物撤去後の跡地整理がされず、荒れたまま放置のため、整地するよう請求されたい。

2. 経 過

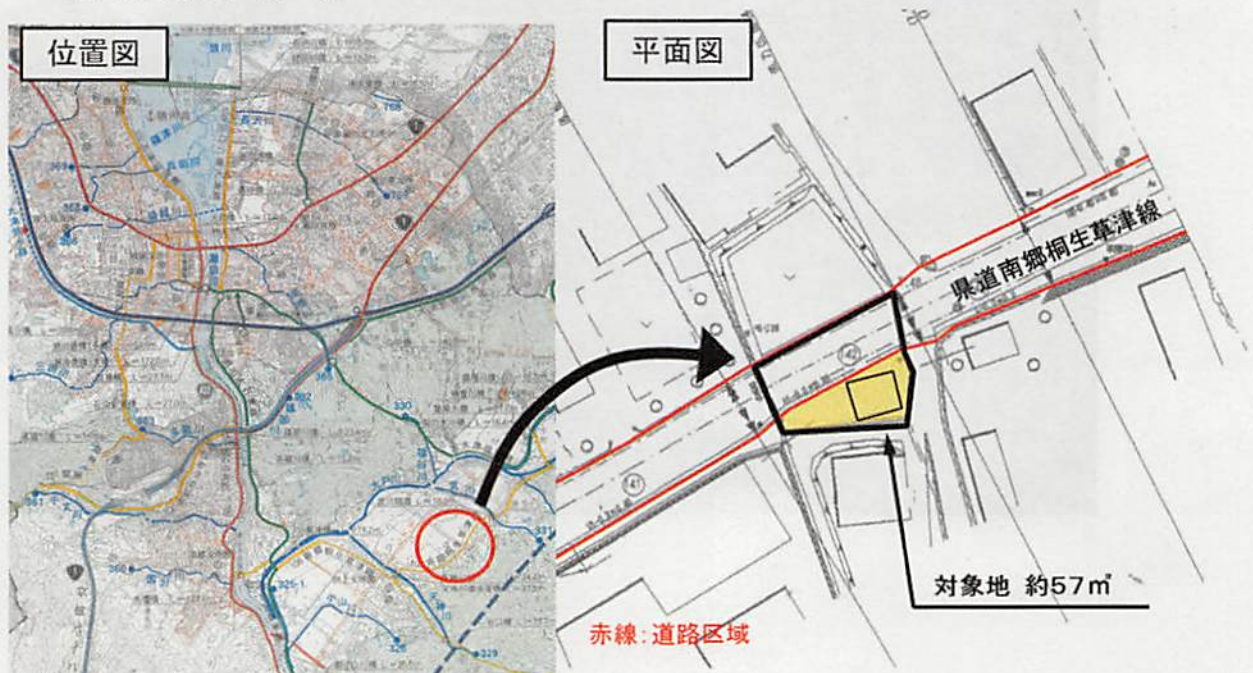
- 昭和30年 3月22日 用地買収
- 平成27年 3月 中旬 地元代表の方から不法占有の通報あり
- 平成27年 5月 1日 県有地に小屋が建てられていることが判明、撤去するよう指導
- 平成27年 6月13日 小屋の撤去が完了

3. 監査結果

- 損害賠償請求をすることについては、速やかに借地料相当額の請求の準備を進めていることから「棄却する」。
- 土地の整地についても、土地の財産的価値が損なわれていないことから「棄却する」。

4. 今後の対応

- 借地料相当額を請求する。(平成28年2月末請求予定)
- 当該土地については、来年度に待避場として整備する予定。
- 今回の事案を踏まえ、今後の道路用地の管理については、組織として十分に認識・共有し、適正に対応していく。



写 真

